

官報

号外

昭和三十三年十一月十一日

○第二十七回 参議院會議録第四号

昭和三十三年十一月十一日(月曜日)午前十時四十三分開議

議事日程 第四号

昭和三十三年十一月十一日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件

第二 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件

第三 鉄道建設審議会委員の任命に関する件

第四 原子力委員会委員の任命に関する件

第五 公正取引委員会委員長の任命に関する件

第六 中央更生保護審査会委員の任命に関する件

第七 社会保険審査会委員の任命に関する件

第八 運輸審議会委員の任命に関する件

第九 日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件

第一〇 労働保険審査会委員の任命に関する件

第一一 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第一二 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

昭和三十二年十一月十一日 参議院會議録第四号 議長の報告

第三 在外公館の名称及び位階を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件

○副議長(寺尾豊君) 諸般の報告は、朗讀を省略いたします。

去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 龜田 得治君

地方行政委員 吉江 勝保君

法務委員 田畑 金光君

文教委員 川村 松助君

社会労働委員 坂本 昭君

建設委員 藤原 道子君

予算委員 豊田 雅孝君

決算委員 奥 むめお君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 田畑 金光君

地方行政委員 川村 松助君

法務委員 龜田 得治君

文教委員 吉江 勝保君

社会労働委員 藤原 道子君

建設委員 坂本 昭君

予算委員 奥 むめお君

決算委員 豊田 雅孝君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

運輸委員会

理事 成田 一郎君(木島虎藏君の補欠)

予算委員会

理事 中村 正雄君(天田勝正君の補欠)

懲罰委員会

理事 川村 松助君(仲原清一君の補欠)

理事 河合 義一君(山下義信君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員会提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員会提出)

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和三十三年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第3号)

昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第2号)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

地方公務員等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案(石橋政嗣君外二十三名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

在外公館の名称及び位階を定める法律等の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件議決報告書

同日本院は、皇室經濟會議予備議員津島壽一君の辞任による補欠として大野

木秀次郎君を選任した旨を内閣に通知した。

同日本院は、檢察官資格審査会委員木村篤太郎君の辞任による補欠として井野碩哉君を選任した。なお、井野碩哉君の予備委員に大谷實雄君を選任した旨を内閣に通知した。

同日本院は、北海道開発審議会委員横川信夫君の辞任による補欠及び同委員青山正一君が去る一日法務委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたのでこれに伴う補欠として堀末治君及び西田信一君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員堀木鐵三君、同井野碩哉君の辞任に伴う補欠として三浦義男君、島村軍次君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、国土総合開発審議会委員石井桂君、同植竹春彦君の辞任による補欠として松岡平市君、木島虎藏君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、日本エネスコ国内委員会委員吉田萬次君の辞任による補欠として手島榮君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、渾田平作地域農業改良促進対策審議会委員重政庸徳君が去る一日農林水産委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたのでこれに伴う補欠として柴田榮君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、飼料需給安定審議会委員木島虎藏君の辞任による補欠として堀本宜實君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、皇室經濟會議予備議員津島壽一君の辞任による補欠として大野

木秀次郎君を選任した旨を内閣に通知した。

同日本院は、檢察官資格審査会委員木村篤太郎君の辞任による補欠として井野碩哉君を選任した。なお、井野碩哉君の予備委員に大谷實雄君を選任した旨を内閣に通知した。

同日本院は、北海道開発審議会委員横川信夫君の辞任による補欠及び同委員青山正一君が去る一日法務委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたのでこれに伴う補欠として堀末治君及び西田信一君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員堀木鐵三君、同井野碩哉君の辞任に伴う補欠として三浦義男君、島村軍次君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、国土総合開発審議会委員石井桂君、同植竹春彦君の辞任による補欠として松岡平市君、木島虎藏君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、日本エネスコ国内委員会委員吉田萬次君の辞任による補欠として手島榮君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、渾田平作地域農業改良促進対策審議会委員重政庸徳君が去る一日農林水産委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたのでこれに伴う補欠として柴田榮君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、飼料需給安定審議会委員木島虎藏君の辞任による補欠として堀本宜實君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、皇室經濟會議予備議員津島壽一君の辞任による補欠として大野

木秀次郎君を選任した旨を内閣に通知した。

同日本院は、檢察官資格審査会委員木村篤太郎君の辞任による補欠として井野碩哉君を選任した。なお、井野碩哉君の予備委員に大谷實雄君を選任した旨を内閣に通知した。

昭和三十三年十一月十一日 参議院會議録第四号

會議 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件 公正取引委員会委員の任命に関する件 原子力委員会委員の任命に関する件 鉄道建設審議

四八

同日本院は、首都圏整備審議会委員黒川武雄君の辞任による補欠として石井桂君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、国土開発建設委員自動車道建設審議会委員村上義一君の辞任による補欠として早川慎一君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、東北開発審議会委員泉山三六君が去る一日予算委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたのでこれに伴う補欠として篠森順造君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、検査官に芥川治君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員宮田重文君及び同予備員青山正一君の辞任を許可し、その補欠を左記の通り選挙し、即日その旨を本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員 松平 勇雄君 同 予備員 後藤 義隆君

同日本院は、裁判官訴訟追委員木村篤太郎君の辞任を許可し、その補欠として山本米治君を選挙し、即日その旨を本院事務総長から裁判官訴訟追委員長及び衆議院事務総長に通知した。

一昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 林屋亀次郎君
運輸委員 植竹 春彦君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
文教委員 植竹 春彦君
運輸委員 林屋亀次郎君

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 後藤 義隆君(中野文門君の補欠)

同日議員から左の議案を提出した。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(松澤靖介君外六名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託

租税特別措置法等の一部を改正する法律案 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案(八木一男君外十五名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

去る八日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は、一昨九日これを承認した。

調査承認要求書 一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査

一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者より説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて現地に実情調査のため委員を派遣する。

一、期間 今期国会開会中 右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十一月八日 予算委員長 泉山 三六 参議院議長松野鶴平殿

一昨九日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は、即日これを承認した。

調査承認要求書 一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理に関し、特に必要と認められる事項の調査を行うと共に、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者から説明を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中 右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十一月九日 決算委員長 高野 一夫 参議院議長松野鶴平殿

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十七回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省管財局長 北島 武雄君 同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省管財局長北島武雄君(前掲の議長承認のとおり)を第二十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○副議長(寺尾豊君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件を議題といたします。

内閣から、衆議院議員楠美省吾君を海外移住審議会委員に任命することについて本院の議決を求めて参りました。

同日君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同日君が海外移住審議会委員につくこととができると議決されました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第二、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により、原邦造君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて本院の同意を得たいとの申し出がございました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第三、鉄道建設審議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、鉄道敷設法第六條第二項の規定により、佐藤博夫君、平山孝君、今里廣記君、岡桂三君、楠見義男君、酒井杏之助君、島田孝一君、山崎匡輔君を鉄道建設審議会委員に任命することについて本院の同意を得たいとの申し出がございました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第四、原子力委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、原子力委員会設置法第八條第三項の規定により、有澤廣巳君、藤岡由夫君を原子力委員会委員に任命したことに付いて本院の承認を得たいとの申し出がございました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第五、公正取引委員会委員長の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十条第四項の規定により、横田正俊君を公正取引委員会委員長に任命したことに付いて本院の承認を得たいとの申し出がございました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第六、中央更生保護審査会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、犯罪者予防更生法第五条第三項の規定により、木内良胤君を中央更生保護審査会委員に任命したことについて本院の承認を得たいとの申し出がございました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第七、社会保険審査会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第三項の規定により、篠誠君を社会保険審査会委員に任命したことについて本院の承認を得たいとの申し出がございました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第八、運輸審議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、運輸省設置法第九条第三項の規定により、岩村勝君、中島登喜治君を運輸審議会委員に任命したことについて本院の承認を得たいとの申し出がございました。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第九、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、放送法第十六条第三項の規定により、阿部清君、俵田明君、伊藤登次君を日本放送協会経営委員会委員に任命したことについて本院の同意を得たいとの申し出がございました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十、労働保険審査会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第三項の規定により、大西清治君を労働保険審査会委員に任命したことについて本院の承認を得たいとの申し出がございました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 日程第十一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六條の二の規定により、衆議院の発議者からその趣旨説明を求めます。衆議院議員八木一男君。

〔衆議院議員八木一男君登壇、拍手〕

○衆議院議員(八木一男君) 私は、日本社会党を代表いたしまして、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその内容の大綱を御説明申し上げたいと存じます。

公共企業体等労働関係法、いわゆる公労法の改正案を提出いたしました第一の理由は憲法上の立場でございます。憲法第二十八條では、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権が保障をされております。従つて労働法は、この労働基本権を基盤として制定されるべきものであり、また理解されなければならぬものと考えるものであります。

しかるに公労法第十七條の争議行為禁止事項は、労働者の団体行動権を全く無視したものであり、第八條は、団体交渉権を制限し、第四條のオーブ・ショップ制並びにカンパニー・ユニオン、いわゆる逆締めつけの条項は、団結権すら制限しておるのであります。まさに憲法違反の疑いが十分でございます。(拍手)従つて、憲法違反の疑いある条項を改廃し、公労法をよき労働関係の法律といたしたいのでございます。

第二の理由は、國際的見地からの理由であります。英、独、仏、伊等の近代的資本主義諸國の例を見まして、労働者の権利を一方的に制限し、否認している國はほとんど見当らないのでございまして、その意味で、現在の公労法のごとき惡法を持つてゐるわが國は、近代國家としてこれを恥としなければならぬものと考えざるものであります。特にILO、すなわち國際労働機構が、日本の公労法に關して、結社及び団結権の自由に關する條約との矛盾について指摘しようといはしめて、条約批准を求めてゐることを考へまして、迅速にわれわれは公労法を改正する必要を痛感するものであります。(拍手)

第三の理由は、公労法制定の沿革を顧みました歴史的見地からであります。公労法は、制定當時の絶対的な占領権力をてことして作られたものであります。このことは、皆さんの十分御承知の通りであります。戦後の労働運動は、組織化の比較的容易でございまして、官公庁關係の労働組合がその先頭を切つておりましたが、そのころの労働運動の背景を顧みますと、まず、戦前のはなはだしく低い労働條件を、当然あるべきところまで急速に引き上げなければならぬ状態にございまして、かたて加えて、大衆の生活は極度に窮乏をいたしておりました。特に極端に悪かつた食糧事情、急激なインフレーションの進行は、労働者をどたばに追い込んだのであります。こうした状態における労働運動がラディカルな傾向をとつたことは自然の成り行きでございまして、一方、昭和二十二年、二十三年ごろから、米ソの対立緊張が高まつて参り、當時の労働運動を占領當局は共產主義の扇動によるものと断

じ、占領政策の遂行を阻害するものとして弾圧を考へたものであり、そのほこ先は官公庁労働者に向けられたものであります。マッカーサー書簡、政令二〇一號は、右のように當時の特殊な國際情勢、労働情勢によつたものであります。これに基いて次々と國家公務員法の大改正、地方公務員法、公労法の制定等がわれわれの反對を押し切つてなされたのであります。御承知の通り、わが國の現状は、當時に比べて大きく一変をしてゐるのでございまして、當時、公労法等の制定あるいは改正に賛成された方々も、當然これらの法律の憲法第二十八條の精神に見合ひ改正を促進されるべきであると考えたものであります。ことに独立した今日、占領國アメリカ、特に米ソ対立の最も激しかった時代のアメリカの一方的な示唆に基く惡法をそのままにしておくのは、まさに全く當を得ていないことと言ふべきであります。かかる観点から、われわれは基本的に國家、地方公務員、公企業並びに地方公營企業に労働者に労働基本権が確立されるべきであると主張するものであります。この意味で、まず公労法、地公労法の改正案を國會へ提出したのであります。

次に第四の理由は、この惡法の非常なる欠陥から來ます混亂をなくしたいという具體的の見地からでございます。公労法は、わが國と事情の全く異なつておりましたアメリカの習慣や政策をそのまま持ち込んだものでございまして、法そのものといはしまして、まことに難解きまゐる法律でございまして、その結果、法の運営に當りま

昭和三十三年十一月十一日 参議院會議録第四号 郵便貯金法の一部を改正する法律案

しては、解雇をめぐって、労使はもとより国会においても絶えず紛争が続いております。特に労働基本権を否認、制限したことに見合ふ代償として仲裁制度に關して、尽き果てることとも知らない紛争が続くことになりました。これは、皆様方も十分御承知の通りでございます。すなわち例を國鉄の仲裁裁定実施状況に見ますと、昨年までになされた本格賃金の改訂についての裁定が完全に実施されたことはたゞの一回もないのでございます。このために國鉄労働者は裁定実施を要求いたしまして、どうしても戦わざるを得ない立場に追い込まれておりまして、基本権を剝奪されたことに不利な状態において、法律のワク内で、いわゆる順法闘争という抵抗をいたしたのであります。

これに對しまして、最近の石田労働は、法律を守ることが違法であるというふうな、三種分立を侵したとんでもない行政解釈を出しまして、これを弾圧するといふ、まことに言語道斷なやり方をいたしているわけでございまして、かような意味で、公労法の誤まりからくる紛争は果しく続いているのであります。この意味で同法の誤まりを断じて急速に改めなければならぬと、われわれは確信するものであります。(拍手)

第五の理由は、民主政治の当然のあり方である世論の重視の見地からであります。先ほど申し上げましたように、現在のこのじれ切った労使の紛争を正常なルールに戻したいという世論が急速に高まって参りました。すべての労働者が労働基本権の確立を高くスローガンに掲げていることは御承知の通りであります。東西の労働法学者や

その他多くの識者が、あげて公労法改正を主張していることは、最も重視されなければならぬことと考へます。甚間、公労法改正反対の声は絶無とは言えませんが、これは労働問題の本質を知らない人たちが、労働者弾圧のためにする悪宣伝に迷わされたのがその原因でありまして、労働運動の実情、本改正案の真意が理解されて、その声は急速になくなるものと確信をいたす次第であります。

以上のようない理由のもとに本改正案を提出したわけでありまして、従つて、その内容は、公共企業体等労働者の労働基本権を確立し、その当然の生活権を擁護しようとするものであります。数年間の紛争の状態を顧みますと、紛争を短期かつ円滑に処理する現実的措置は、労働者に基本権を、公企体等に自主性を付与し、公正な社会世論のもとに団体交渉を行うことが最も必要であると確信をする次第であります。基本権の確立によつて、罷業行為による大衆の迷惑を極端に心配される方がありますが、その心配が相變にすぎないことは、私鉄争議がきれて短期間に終息していることを思い出していただければ明白だと確信するものであります。今日、政府の行なっている束縛と弾圧のもとでは、紛争がいたすうちに長期かつ陰性になるのみでありまして、真の解決はないのであります。正しい労働関係と紛争の円滑迅速な処理は、相互の権利と責任を明確に尊重する中に生まれるものでございます。この意味で、本改正案は紛争を少く、かつ短期間にすることを持ったものであることを、特に重ねて申し上げておきたいと存じます。また、本案と同時に国会

に提案されました地方公営企業労働関係法、いわゆる地公労法の一部を改正する法律案も、同様の理由のもとに、同様の内容と同様の効果を持つてゐるものであることを申し上げておきたいと存じます。(拍手)

次に、改正の要点を申し上げます。まず、第十七条並びに第十八条を削除して、労組法、労働法を適用することといたします。現行法では、第十七条において争議行為の禁止、第十八条において争議行為を行なつた場合の解雇が規定されてゐるのであります。前に繰り返して申し上げました理由によつて削除いたしますことにいたしましたのであります。

次に、第十六条並びに第三十五条の改正でございます。この二つの条文では、公共企業体等の予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする協定、裁定は、政府を拘束するものではないことが規定されております。このように立法が行なわれました理由として、公共企業体が政府の全額出資の公法人であることに根拠を求めようとする説も、そこにあるわけでございまして、公法人たることと協定の効力を制限することは、理論的に何らの必然的な関連を持たないのであります。現に日本開發銀行、国民金融公庫、中小企業金融公庫、輸出入銀行等は、いずれも政府全額出資の公法人でありまして、その労働協約については何ら本法のごとき規定は設けられておらないのでございます。特に三公社の職員雇用関係は、原則として私法上の関係であります。三公社の予算は國家予算ではございません。三公社と職員との給与の支払いを内容とする協定に

よつて公社は私法上の債務を負うのであります。これが國家予算の見地から、事實上その効力が制限されることは、私有財産を保障した憲法第三十九条違反の疑いさえないとは言えないのでございます。かかる理由からして、予算上不可能な資金の支出を内容とする協定が締結された場合は、政府は協定履行に必要な予算を国会に提出する義務を負ふこと、もし国会が承認するに至らない場合には、債権債務の關係が存続し、政府は繰り返し予算を提出する義務を負ふことを明確にすべきであります。よつてこのような趣旨の条文にいたしましたのであります。

次に、第四條、第八條を削除して、労組法を適用するよう改める点でございます。第四條は、第一項においてオープン・ショップ制を規定いたし、その第三項において、いわゆる逆給めつけと言われるカンパニー・ユニオンの規定を設け、職員以外の者は組合員になれないとして、世界にその例がない方法をもつて労働組合の閉鎖権を侵害しており、また第四條は、団体交渉権を制限いたしておりますので、これを削除いたすものとしますのであります。

次に、第三十三條を改正し、強制仲裁をなくし、任意仲裁のみにしたすことといたしました。自主解決を建前とする考えから当然であると信ずるものであります。

また、第四十條の改正により、本法の適用を受けている五現業職員の、國家公務員法によつて制限されている政治活動の自由を回復、保障しようとするものであります。当然なるべき改正と信じます。さらに、第一條の規定を、労働基本権を認める立場に立ちまして、その制約主義を排しまして、簡潔かつ公正なものに改めたほか、各条項に適正な改正をいたそうとするものでございます。

内容の御説明は、時間の關係上これだけにとどめますが、これを要するに、この改正案は、三公社五現業の労働者の労働基本権を確立し、正しい労働關係の上に立つて、労働争議の迅速かつ公正な調整をはかることによつて、公共の福祉を増進かつ擁護する目的を持つてゐるわけであります。何とぞ各位には、この趣旨に御賛同下さいまして、慎重御審議の上、最もすみやかに御可決あらんことを心からお願ひ申し上げます。趣旨の説明を終ります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 日程第十二、郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長宮田重君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年十一月七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

昭和三十一年十一月十一日 参議院會議録第四号 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

賛成の諸君の起立を求めます。本案に
〔賛成者起立〕
○副議長（寺尾豊君） 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

○副議長（寺尾豊君） 日程第十三、在
外公館の名称及び位置を定める法律等
の一部を改正する法律案（内閣提出）を
議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外
務委員長寺本願作君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

在外公館の名称及び位置を定める
法律等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十一年十一月一日
内閣総理大臣 岸 信介

Fig. 2. The dependence of the average number of particles $\bar{n}$ on the parameter α for the case of the δ -function potential. The curves are calculated for $\beta = 0.1$ and $\beta = 0.5$ (the curves for $\beta = 0.1$ are shown in the upper part of the figure, and the curves for $\beta = 0.5$ are shown in the lower part of the figure). The curves are calculated for $\alpha = 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7, 0.8, 0.9, 1.0$ (the curves for $\alpha = 0.1$ are shown in the upper part of the figure, and the curves for $\alpha = 0.9, 1.0$ are shown in the lower part of the figure).

五

二八九〇	二二〇〇	二二二〇	二五〇〇	三〇〇〇	三四七〇	四一六〇
------	------	------	------	------	------	------

を削る。

用その他から、設置場所として適当と
思われるので、国家行政組織法第八条
第二項の規定により適用される地方自

治法第百五十六條第六項の規定に基き、今回、国会の承認を求めるとした次第であると述べております。

内閣委員会は、前後三回、委員会を開き、本案件の審査に当り、この間、本研究所の設置場所の変更を必要とする理由、原子兵器の実験による放射線障害に關する研究の強化促進、本研究所の設置場所を千葉市に変更した後に附ける本研究所の建設計画等の諸点につきまして、吉田科学技術政務次官その他政府委員との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会會議録に譲ることといたします。

なお、最後に吉田政務次官より、政府は、本研究所を千葉市に設置する過程において、今後、茨城県東海村に分室程度のものを設置する方針であつて、この場合、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基いて国会の承認を求め、必要のある程度のものではあるが、その際、あらためて国会の承認を求め、その旨の言明がありました。

去る八日の委員会におきまして、質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して永岡委員、自由民主党を代表して上原委員及び緑風会を代表して竹下委員より、「本研究所を千葉市に設置する場合、政府は将来、本研究所の拡充強化に備え、その設置予定地の隣接地の確保に十分努力されたい」旨の希望を付して、いずれも本案件に賛成の旨の発言があり、なお、特に永岡委員より、「東海村に、なるべくすみやかに本研究所の分室設置の実現するよう、政府において努力されたい」旨の希望が述べられ、また、第十七控室の八木委員より、「本研究所が、今後人体に及ぼす放射線障

害について徹底的な研究を尽された旨の希望を付して、本案件に賛成の旨の発言がありました。

かくて、討論終結後、直ちに本案件を採決いたしましたところ、全会一致をもって本案件を承認することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 給員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

これにて暫時休憩いたします。
午前十一時二十一分休憩

午後八時四十一分開議

○議長(松野鶴平君) 定足数がないと認めます。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十二分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 国会法第三十九條但書の規定による議決に關する件

一、日程第二 日本銀行政策委員會委員の任命に關する件

一、日程第三 鉄道建設審議會委員の任命に關する件

一、日程第四 原子力委員會委員の任命に關する件

一、日程第五 公正取引委員會委員長の任命に關する件

一、日程第六 中央更生保護審議會委員の任命に關する件

一、日程第七 社会保険審査會委員の任命に關する件

一、日程第八 運輸審議會委員の任命に關する件

一、日程第九 日本放送協會經營委員會委員の任命に關する件

一、日程第十 労働保險審査會委員の任命に關する件

一、日程第十一 公共企業体等労働關係法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第十四 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

議員

宮城タマヨ君 前田 久吉君

田中 茂徳君 中山 福蔵君

豊田 雅孝君 田村 文吉君

手島 榮君 中野 文門君

竹下 豊次君 村上 義一君

早川 慎一君 松平 勇雄君

島村 軍次君 北 勝太郎君

永野 護君 松岡 平市君

梶原 茂嘉君 加賀山之雄君

奥 むめお君 西川甚五郎君

青山、正一君 藤野 繁雄君

堀 末治君 河野 謙三君

佐藤 尚武君 野田 俊作君

谷口弥三郎君 新谷寅三郎君

紅澤 みつ君 森田 義衛君

杉山 昌作君 後藤 文夫君

石黒 忠篤君 井上 知治君

鶴見 祐輔君 笹森 順造君

仲原 善一君 成田 一郎君

西田 信一君 鈴木 万平君

大谷 勝保君 稲浦 鹿蔵君

吉江 勝保君 前田佳都男君

三木與吉郎君 青柳 秀夫君

雨森 常夫君 川口爲之助君

小西 英雄君 井村 徳二君

山本 米治君 小林 武治君

大谷 實雄君 有馬 英二君

大谷 實潤君 近藤 鶴代君

小柳 牧衛君 井上 清一君

小澤久太郎君 斎藤 昇君

廣瀬 久忠君 植竹 春彦君

草葉 隆圓君 安井 謙君

大野木秀次郎君 川村 松助君

黒川 武雄君 小林 英三君

苦地地義三君 平井 太郎君

増原 恵吉君 榊原 亨君

白井 勇君 最上 英子君

大沢 雄一君 柴田 榮君

宮澤 喜一君 平島 敏夫君

後藤 義隆君 重政 庸徳君

西岡ハル君 横山 フク君

西川弥平治君 伊能 芳雄君

宮田 重文君 三浦 義男君

高野 一夫君 高橋進太郎君

古池 信三君 佐野 廣君

寺本 廣作君 石井 桂君

野本 品吉君 秋山俊一郎君

岩沢 忠恭君 上原 正吉君

伊能繁次郎君 石原幹市郎君

左藤 義詮君 小瀧 彬君

井野 碩哉君 吉野 信次君

中山 壽彦君 青木 一男君

横川 信夫君 吉田 萬次君

鈴木 忠二君 藤田藤太郎君

松本 友敬君 森 元治郎君

木下 三郎君 岡 三郎君

山本 經勝君 久保 等君

龜田 得治君 安部キミ子君

柴谷 要君 近藤 信一君

千葉 信君 大倉 精一君

戸叶 武君 田畑 金光君

竹中 勝男君 河合 義一君

松澤 兼人君 成瀬 幡治君

小笠原三三男君 島 清君

藤田 進君 加藤シヅエ君

田中 一君 野澤 勝君

赤松 常子君 江田 三郎君

三木 治朗君 市川 房枝君

東 隆君 森中 守義君

岩間 正男君 辻 壽君

長谷部ひろ君 鈴木 壽君

竹中 恒夫君 伊藤 顯道君

大河原一夫君 天坊 裕彦君

北條 篤八君 光村 甚助君

千田 正君 阿部 竹松君

坂本 昭君 榑 繁夫君

安部 清美君 海野 三朗君

阿具根 登君 矢嶋 三義君

中村 正雄君 横川 正市君

相馬 助治君 小林 孝平君

小酒井義男君 天田 勝正君

松浦 清一君 片岡 文重君

高田なほ子君 重盛 壽治君

永岡 光治君 曾根 益君

羽生 三七君 清澤 俊英君

山下 義信君 内村 清次君

棚橋 小虎君

山田 節男君

昭和三十一年十一月十一日 参議院會議録第四号

衆議院議員

八木 一男君

政府委員

内閣官房長官

愛知 揆一君

科学技術
政務次官

吉田 萬次君

法務政務次官

横川 信夫君

外務政務次官

松本 瀧藏君

郵政省貯金局長

加藤 桂一君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十四円)
送料別
発行所 東京都新宿区南有本町一五
大蔵省印刷局
電話九段御三二一五(内線)五